

令和7年4月吉日

労働保険事務委託事業主各位

みえ熊野古道商工会
労働保険事務組合
会長 藤村達司
(公印省略)

労働保険料算定基礎賃金等の報告について

みだしの件について、同封の「労働保険料算定基礎賃金等の報告」並びに各書類を作成の上、**5月9日(金)**までに商工会へご提出いただくようお願い申し上げます。書類の受付対応については、本所・各支所それぞれの事務所にて対応させていただきますので、よろしくお願い致します。

建設業・林業関係の事業所については、組機様式第8号にではなく、様式第7号の一括有期事業報告書(建設の事業・立木の伐採の事業)へ令和6年度分の元請工事について工事名・工事額等(林業については、伐採の事業)の記入をお願い致します。

また、同封した事業所別雇用保険被保険者台帳をチェックしていただき、被保険者に漏れのないようご確認をお願い致します。

記

1. 保険料率等について

- 労災保険料率 改定なし
- 雇用保険料率 令和6年度確定 改定なし
令和7年度概算 改定あり

※別紙「令和7(2025)年度雇用保険料率のご案内」参照

※令和2年4月より全ての雇用保険被保険者について雇用保険料が発生していますのでご留意下さい。

- 建設の事業に係る労務比率 改定なし
- 一般拠出金率 改定なし 0.02/1000

2. 「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の作成等について

- (1) 令和6年度分(令和6年4月分から令和7年3月分まで)確定賃金等の記入について、労働保険の年度は4月1日から3月31日までとなりますが、どの年度に属するかは「賃金の支払日」ではなく、「賃金締切日」がどの年度に属するかによって決まります。したがって、令和7年3月中に賃金締切日があるものは、4月1日以降に支払われる場合でも令和6年度の賃金とし

て取り扱うこととなります

(2) 労災特別加入者の新規加入及び異動について

労災特別加入者の新規加入及び異動につきましては、三重労働局の承認が必要となります。その承認は、管轄の熊野労働基準監督署が特別加入申請書及び異動届を受け付けた日の翌日又は、受け付けの翌日から 30 日以内の希望する日をもって承認されることとなっています。今年度 3 月末脱退を希望される特別加入者については、3 月 31 までに監督署へ書類が届いていなければなりません。従来のように年度更新時に変更手続きする場合は 5 月中の場合 2 ヶ月分、6 月中の場合 3 ヶ月分の保険料が必要となりますので、脱退を希望される方は早目に届け出て下さい。

(3) 労災特別加入者の給付基礎日額の選択について

労災特別加入者の給付基礎日額につきましては、該当特別加入者の具体的な事情（収入等）を考慮して選択して下さい。

なお、最低賃金を考慮していただき、事業主等は特別の場合を除き適切な金額（3,500 円以上 25,000 円以下）を選択して下さい。

(4) 労災特別加入新規加入時の健康診断について

下記業務従事者の特別加入新規加入者につきましては、事前に健康診断を受診されることが義務付けられています。

- ① 粉じん作業を行う業務に 3 年以上従事。
- ② 振動工具を用いて行う業務に 1 年以上従事。
- ③ 鉛又は鉛化合物を用いて行う業務に 6 ヶ月以上従事。
- ④ 有機溶剤または有機溶剤含有物を用いて行う業務に 6 ヶ月以上従事。

* 労災特別加入制度の加入は常用労働者が 1 人もいない場合、原則として認められませんが、1 年間に 100 日以上にわたり（1 人以上の）労働者を使用している場合は、常用労働者がいるものとして取扱われます。

3. 建設・建築事業等一括有期事業を適用し工事高を報告記入する際は、必ず消費税を除いた金額でお願いします。（税抜処理）

なお、500 万円未満の工事につきましては、事業の種類ごとに「〇〇工事他〇件」とまとめて記入して差し支えありませんが、後日の労働保険料算定基礎調査等でその内訳が明確になるようにしておいて下さい。又、代表工事名にはその所在地を必ず記入しておいて下さい。報告書への記入は、事業の種類ごとに別葉に、工事を開始した日順に記入して下さい。また、特別加入者の労災保険料率については、登録業種の保険料率が適用となりました。特別加入者の記載については、一括有期事業総括表の特別加入者覧を確認し、希望する基礎日額を記入してください。

4. 離職票交付希望の際について

離職票交付を希望される際につきましては、別途、『離職証明書の記載内容に関する証明書』が必要です。また、何らかの理由により被保険者から確認を得られない場合については、別途、『被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書）』が必要です。

5. 雇用保険の被保険者加入状況について（雇用保険適用事業所のみ）

令和7年3月31日現在の雇用保険被保険者については別紙の「事業所別被保険者台帳照会」のとおりです。資格取得及び資格喪失の手続き漏れ等のご確認のうえ賃金報告いただきますようお願い致します。また、取得および喪失手続きが完了していない場合は年度更新書類提出の際、下記準備をお願い致します。

◆ 取得未完了

氏名、性別、生年月日、雇入れ年月日、雇入れ時からの出勤簿および賃金台帳、個人番号、被保険者番号または前職の事業所名

◆ 喪失未完了

退職年月日、退職理由、住所、個人番号

6. 提出期限は令和7年5月9日（金）ですので必ず厳守をお願い致します。